

## 千歳市体育施設にかかる指定管理者募集要項

千歳市体育施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、指定管理者の指定を受けようとする団体を次のとおり募集します。

### 1-1 施設概要

- (1) 施設名称  
千歳市開基記念総合武道館
- (2) 所在地  
千歳市あずさ1丁目3番1号
- (3) 設置目的  
武道及びスポーツ活動の普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達及び健康の増進に資する。
- (4) 面積  
敷地 28,037 m<sup>2</sup>、建築 6,567 m<sup>2</sup>、延床 7,299 m<sup>2</sup>
- (5) 構造  
鉄骨鉄筋コンクリート造（一部鉄骨・鉄筋コンクリート造）、2階
- (6) 施設内容  
ア アリーナ(1,553 m<sup>2</sup>)：剣道6面、柔道4面（公式）、バレーボール3面（6人制）、バドミントン10面  
イ 剣道場(450 m<sup>2</sup>)：剣道2面  
ウ 柔道場(450 m<sup>2</sup>)：柔道場2面  
エ 弓道場(463 m<sup>2</sup>)：近的28m×6人立  
オ トレーニング室(179 m<sup>2</sup>)  
カ 観覧席(279 m<sup>2</sup>)：固定席454席
- (7) 主要機器  
ア 温水ボイラー 1,000,000 kcal/h 1台  
イ 温風暖房機 60,000 kcal/h 3台  
100,000 kcal/h 1台  
200,000 kcal/h 1台
- (8) 開館  
平成5年6月1日

### 1-2 施設概要

- (1) 施設名称

千歳市スポーツセンター

- (2) 所在地  
千歳市真町176番地の2
- (3) 設置目的  
スポーツ及びレクリエーション活動の普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達及び健康の増進に資する。
- (4) 面積  
敷地 20,700 m<sup>2</sup>、建築 3,372 m<sup>2</sup>、延床 5,075 m<sup>2</sup>
- (5) 構造  
鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、2階
- (6) 施設内容  
ア アリーナ(1,680 m<sup>2</sup>)：バスケットボール2面、バレーボール3面、バドミントン8面、テニス2面、卓球37台、体力テスト  
イ 第2体育館(432 m<sup>2</sup>)：バレーボール1面、バドミントン3面、卓球8台  
ウ トレーニング室(149 m<sup>2</sup>)  
エ 観覧席(279 m<sup>2</sup>) 固定席 870 席  
オ 幼児室(92 m<sup>2</sup>)
- (7) 主要機器  
ア 温水ボイラー(炉管煙管式) 1,939,700 kcal/h 1台  
イ 暖房用貫流ボイラー 348,000 kcal/h 1台  
ウ 暖房用高圧ボイラー 188,000 kcal/h 1台
- (8) 開館  
昭和53年7月1日

### 1-3 施設概要

- (1) 施設の名称、所在地、面積等(その他の体育施設)

名称	所在地	面積m <sup>2</sup>	開設年月	摘要
千歳市民球場	泉沢 868 番地の 22	25,000	昭和 62 年 4 月	収容人員 7 千人
青葉球場	真町 2196 番地の 1	21,000	昭和 32 年 8 月	
上長都公園野球場	上長都 1051 番地の 17	7,868	昭和 55 年 6 月	
若草公園野球場	若草 5 丁目 4 番地	21,475	平成 4 年 3 月	
青葉少年野球場	真町 176 番地の 3	6,870	平成 6 年 5 月	
住吉ソフトボール場	住吉 1 丁目 3 番地の 1~3、1594 番地	18,000	昭和 52 年 12 月	2 面

あずまソフトボール場	青葉 2 丁目 5 番地の 23	6,092	平成 6 年 5 月	
臨空公園ソフトボール場	泉沢 1007 番地の 52	8,250	平成 4 年 3 月	
青葉陸上競技場 (サッカー場)	真町 176 番地の 1	31,889	昭和 29 年 6 月	日本陸上競技場連盟 第 3 種公認取得競技場
青葉公園サッカー場	泉沢 868 番地の 22、 26, 27	21,000	平成 3 年 6 月	
青空公園サッカー場	あずさ 1 丁目 1096 番地	15,914	平成 8 年 4 月	
臨空公園サッカー場	泉沢 1007 番地の 112	9,800	昭和 61 年 10 月	
青葉公園ラグビー場	泉沢 868 番地の 23	15,000	平成元年 6 月	
青葉公園庭球場	真町 2196 番地の 1	5,610 5,933	昭和 35 年 5 月 昭和 37 年 4 月	硬式 7 面 軟式 5 面
上長都公園庭球場	上長都 1051 番地の 19	1,404	昭和 55 年 6 月	2 面
すみよし 2 号公園庭球場	住吉 2 丁目 4 番地	1,380	昭和 59 年 1 月	2 面
末広東公園庭球場	末広 3 丁目 29 番地、 302 番地の 1	800	昭和 61 年 10 月	1 面
しゆくぶ公園庭球場	梅ヶ丘 2 丁目 8 番地 の 1	300	平成 2 年 1 月	1 面
つばさ公園庭球場	泉沢 1007 番地の 127	2,730	平成 5 年 3 月	4 面
上長都明星公園庭球場	上長都 5 番地の 2	300	平成 6 年 4 月	1 面
向陽台公園庭球場	文京 3 丁目 4 番地の 1	2,730	平成 6 年 4 月	4 面
青空公園スケート場	あずさ 1 丁目 1096 番地	1 周 400m	昭和 61 年 12 月	
青葉多目的広場	真町 176 番地の 3	894	平成 6 年 5 月	
ふれあいセンター (青空公園ゲ	あずさ 1 丁目 1 番 13 号	1,153	平成元年 10 月	室内施設 昼:ゲートボール 2 面

ートボール場を 含む)				夜:テニスコート1面
----------------	--	--	--	------------

## (2) 設置目的

スポーツ及びレクレーション活動の普及振興を図り、もって健康で明るい市民生活の形成に資する。

## 2 指定期間

指定期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間です。

## 3 申請資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）

(2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、千歳市における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者

カ 千歳市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

キ 千歳市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(3) グループによる応募

ア 複数の団体により構成されたグループ（共同事業体等）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体となることはできません。

イ グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ウ グループで応募する場合は、各構成団体について（1）から（3）の資格が必要となります。

#### 4 指定管理者の指定・協定書の締結までの流れ

公募手続き	日 程
募集要項等の配布（市ホームページのみ）	7月21日(木)～8月31日(水)
募集要項等の説明会	8月3日(水)
質問書の受付	8月3日(水)～8月12日(金)
質問に対する回答	8月16日(火)
申請書類の受付	8月18日(木)～8月31日(水)
書類審査、プレゼンテーション	9月中旬～10月下旬
指定管理者の候補者の選定	11月上旬
指定管理者の候補者との仮協定の締結	11月中旬
指定管理者の指定に係る議案の市議会への提出	11月下旬
指定管理者の指定及び協定締結	12月上旬

#### 5 募集要項等の配布

募集要項等は、市ホームページからダウンロードしてください。

配布期間：平成23年7月21日（木）から8月31日（水）まで

#### 6 募集要項等の説明会

募集要項等及び施設・設備の説明を次のとおり行います。

- (1) 日 時：平成23年8月3日（水） 午前9時35分から
- (2) 場 所：千歳市教育委員会庁舎1階会議室（千歳市東雲町2丁目34番地）
- (3) 留意事項：ア 参加される団体は、前日の正午までに施設担当課へ電話でご連絡ください。  
イ 出席者は、1団体につき2名以内とします。  
ウ 説明会には、本募集要項、仕様書等をプリントし、各自持参してください。

#### 7 募集内容等に関する質問

- (1) 受付期間：平成23年8月3日（水）から8月12日（金）まで
- (2) 質問方法：質問書（様式任意）に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、電子メール又はファックスにより、施設担当課まで送付してください。なお、電話及び口頭での照会には応じられません。
- (3) 回答方法：質問に対する回答は、8月16日（火）までに、質問者に対してファックス又は電子メールにて行います。

## 8 申請受付期間

- (1) 受付期間：平成23年8月18日（木）から8月31日（水）まで
- (2) 受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日曜日及び祝日を除く）
- (3) 提出方法：必ず持参により施設担当課に提出すること。郵送による受付はいたしません。
- (4) 提出部数：原本1部、副本3部（コピー）を提出すること。

### ※ 施設担当課

千歳市教育委員会教育部スポーツ課スポーツ施設係  
(教育委員会庁舎1階) 担当：北浦  
住 所 〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地  
電 話 0123-24-0855 FAX 0123-27-3770  
E-mail [masao.kitaura@city.chitose.hokkaido.jp](mailto:masao.kitaura@city.chitose.hokkaido.jp)

## 9 申請書類

申請に係る必要な書類は次のとおりです。なお、申請にあたって支店長等、代表者以外で申請する場合は、本社代表者からの委任状が別途必要となります。また、共同事業体等のグループで応募する場合は、様式1-2、1-3、3-2が必要となり、様式2、様式3、様式4及び(4)～(9)の書類については、代表団体及び構成団体も必要となります。

なお、(3)ソの書類については、指定管理者の候補者として選定された場合、議会議決前に公表となります。

- (1) 指定管理者申請書（様式1）
  - 共同事業体協定書兼委任状（様式1-2）
  - グループ応募構成団体一覧（様式1-3）
- (2) 申請資格申立書（様式2）
- (3) 指定管理者の申請に関する調書
  - ア 団体の概要・事業経歴等について（様式3）
    - グループ応募理由及びグループ内業務分担表（様式3-2）
  - イ 同種又は類似施設の管理運営実績について（様式4）
  - ウ 緊急時における対応（連絡体制含む。）等について（様式5）
  - エ 施設の管理運営に係る基本方針について（様式6）
  - オ 各年度の事業計画について（様式7）
  - カ 効率的・効果的な運営への取組みについて（様式8）
  - キ 人員配置計画及び従事者・有資格者について（様式9）

- ク 利用者ニーズの把握方法及び利用者の利便性向上について（様式 10）
  - ケ 安全配慮及び賠償について（様式 11）
  - コ 年度別収支計画及び積算根拠について（様式 12）  
年度別収支計画及び積算根拠について（その 2）（様式 12-2）
  - サ 団体独自の工夫等による経費削減計画について（様式 13）
  - シ 地域に密着した活動を行うにあたっての考え方について（様式 14）
  - ス 市及び地域との連携並びに公共性の担保について（様式 15）
  - セ 施設利用者からの改善要求等に対する対応について（様式 16）
  - ソ 指定管理者の候補者として選定された場合の公表書類について（様式 17）  
指定管理者の候補者として選定された場合の公表書類について（その 2）  
（様式 17-2）
  - （4） 申請資格を有していることを証する書類
    - ア 団体であることを証する書類
      - （ア） 法人の場合  
登記簿謄本、定款、寄附行為の写しなど
      - （イ） 地方自治法第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体の場合  
地方自治法第 260 条の 2 第 12 項の証明書など
      - （ウ） その他の非法人の場合（市民活動団体等）  
団体の規約、構成員名簿など
  - （5） 法律行為を行う能力を確認（非法人の場合）する書類
    - ア 代表者の身分証明書
  - （6） 税等の納付確認をする書類
    - ア 千歳市の市税納税証明書
    - イ 消費税及び地方消費税の納税証明書  
※納税義務がない場合は、その理由を申立書（様式 2）の 2 に記載
  - （7） 団体の有する資格等を確認する書類
    - ア 団体の有する資格、免許等の写し
  - （8） 団体の経営規模・経営状況を示す書類
    - ア 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体）
    - イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
    - ウ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに当該施設以外の管理業務を開始する団体）
- ※ なお、上記ア及びウの書類がない場合は、これらを作成するよう依頼し、作

成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する資料がない旨及びその理由を申立書（様式2）に記載し提出してください。

#### (9) 留意事項

- ア 官公庁発行の証明書等やむを得ないものを除き、申請書類は原則A4判とします。
- イ 申込みの撤回・再提出及び申込書類の修正はできません。（軽微な修正を除く。）
- ウ 申請書類の提出後に辞退する場合は、書面による辞退届（任意様式）を提出してください。
- エ 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- オ 選定委員会において、必要と認めるときは、申請書類の追加を求めることがあります。
- カ 申請書類は、選定を行うために必要な範囲内で複製を作成することがあります。
- キ 申請書類の提出に要する経費は、すべて申請団体の負担とします。
- ク 申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- ケ 申請書類の著作権は、申請団体に帰属しますが、選定結果の公表その他必要がある場合は、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。
- コ 申請書類は、千歳市情報公開条例の規程により、個人情報、法人情報などで非公開とされる情報を除き、情報公開の対象となります。

### 10 選定方法及び選定基準

指定管理者は、選定委員会において候補者を選定し、議会の議決を経て、市長が決定します。

なお、選定にあたって応募団体から選定委員会の委員に対し、プレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションは非公開とし、日程等を含め詳細については、申請書類受理後に別途連絡します。

選考は、次の基準により行い、総合的に、本施設の管理を行うにあたり最も適していると認める団体を指定管理者の候補者を選定します。具体的な審査項目及び配点については、次のとおりです。

選定基準	評価項目	配点
団体等に関する事項	◎施設の管理運営における業務遂行能力は十分と考えられるか ◎同規模以上の同種又は類似施設の管理運営業務の実績があるか ◎主たる事業所又は支店等を市内に置き、緊急時等における	60点

	る速やかな対応が可能か	
管理運営に関する事項	◎施設の管理運営に係る基本方針は指定管理者として適切か ◎各年度の事業計画（提案含）は具体的な内容となっており実現可能か ◎効率的・効果的な運営への取組みが見られるか ◎従事者（職員）及び有資格者の配置計画は適切か ◎利用者ニーズの把握方法は適切であり、サービスの向上が見込まれるか ◎利用者への安全配慮については適切か	140点
事業収支計画等に関する事項	◎収支計画及び積算根拠は明確で適切か ◎独自の工夫等により経費の削減を図ることができるか	100点
地域との連携（協働）に関する事項	◎地域の実情を把握し、地域に密着して活動を行うことができるか ◎市及び地域との連携及び公共性の担保についての考え方は適切か ◎利用者から改善要求があった場合の考え方は適切か	60点
計		360点

## 11 管理の基準

### (1) 開館時間

名 称	開設期間	開場又は開館時間
千歳市開基記念総合武道館	通年	午前9時から午後9時まで
千歳市スポーツセンター	通年	午前9時から午後9時まで
千歳市民球場	4月から10月までの間 において指定管理者が 定める期間	午前5時から午後6時まで
青葉球場		
上長都公園野球場		
若草公園野球場		
青葉少年野球場		
住吉ソフトボール場		
あずまソフトボール場		
臨空公園ソフトボール場		
青葉陸上競技場(サッカー場)		
青葉公園サッカー場		
青空公園サッカー場		

臨空公園サッカー場	4月から10月までの間 において指定管理者が 定める期間	午前5時から午後6時まで
青葉公園ラグビー場		
青葉公園庭球場		午前5時から午後10時まで
上長都公園庭球場		午前5時から午後6時まで
すみよし2号公園庭球場		
末広東公園庭球場		
しゆくぶ公園庭球場		
つばさ公園庭球場		午前5時から午後10時まで
上長都明星公園庭球場		午前5時から午後6時まで
向陽台公園庭球場		午前5時から午後10時まで
青空公園スケート場	(夏季) 4月から10月までの間 において指定管理者が 定める期間 (冬季) 12月から2月までの間 において指定管理者が 定める期間	午前5時から午後6時まで  午前9時から午後9時まで
青葉多目的広場	(夏季) 4月から10月までの間 において指定管理者が 定める期間 (冬季) 12月から2月までの間 において指定管理者が 定める期間	午前5時から午後6時まで  午前9時から午後9時まで
ふれあいセンター(青空公園 ゲートボール場を含む)	通年 (青空公園ゲートボール 場は4月から10月まで の間において指定管理 者が定める期間)	午前9時から午後9時まで 指定管理者が必要があると認 めるときは教育委員会の承認を 得て、臨時に開館時間を延長し、 又は短縮することができる。

※ 指定管理者が必要があると認めるときは教育委員会の承認を得て、臨時に開館時間を延長し、又は短縮することができる。

なお、指定管理者は、開館時間について、新たな視点から柔軟に検討し、変更を提案することができる。

## (2) 休館日

武道館、スポーツセンター及びふれあいセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは教育委員会の承認を得て、休館日に開館し、または開館日に休館することができる。

なお、指定管理者は、休館日について、新たな視点から柔軟に検討し、変更を提案することができる。

ア 毎週月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日。

イ 年末年始（12月28日から翌月1月4日まで）

なお、教育委員会の意思で他の社会教育施設と協調して年末年始の休館日を変更する場合がある。

ウ 月の最後の金曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、休日の前日。

### （3） 利用の承認等

千歳市開基記念総合武道館条例、千歳市スポーツセンター条例及び千歳市体育施設設置条例に定める基準に基づき、利用の承認等の業務を適切に実施し、住民の平等な利用を確保すること。

### （4） 個人情報の取扱い

千歳市個人情報保護条例（平成7年千歳市条例第16号）に定める指定管理者の義務を適切に履行するとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応すること。

### （5） 情報公開の取扱い

千歳市情報公開条例（平成5年千歳市条例第14号）に基づき、公の施設の管理に関して保有する文書の公開に努めるとともに、住民からの情報開示の申し出に対し適切に対応すること。

### （6） 環境への配慮

指定管理者は市の環境に関する方針に準じて、次のような環境に配慮した指定管理業務の実施に努めてください。

ア 環境法令などを遵守し、環境や人に影響を及ぼす事故を未然に防止すること。

イ エネルギー使用量の削減に向けて、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に規定する諸事情を遵守するとともに、市が行う諸施策に協力すること。

ウ 環境に配慮した商品・サービスの購入（グリーン購入）を推進し、廃棄にあたっては資源の有効活用や適正処理を図ること。

エ 施設利用者等への環境の保全及び創設に関する情報提供や業務に携わる者への教育及び学習を推進すること。

### （7） その他

物品の調達や再委託の際は市内企業を活用するなど、地域への人的・物的貢献に努めてください。

## 12 業務内容

指定管理者が行う業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、仕様書のとおりとします。

- (1) 施設の使用許可及び取り消し等に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) 施設の事業計画及び実施に関する業務
- (4) 施設の管理運営上必要と認める業務

## 13 利用料金に関する事項

### (1) 利用料金制度

地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用しますので、指定管理者は、利用者が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。

なお、利用料金の収入実績が見込みを下回った場合も市が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

### (2) 利用料金の設定

利用料金については、施設の設置条例等で定める額の範囲内で、指定管理者が市の承認を得て、設定することとなります。

### (3) 利用料金の減免

利用料金については、一定の基準で減免しているものがあります。減免については、指定管理者においても同様の取扱いをしていただきます。

### (4) 前受金の引継ぎについて

指定期間中に収受した利用料金のうち、指定期間満了日の翌日以降の使用に係るものについては、預かり金として処理し、次の指定管理者又は千歳市に引き継ぐこととします。

## 14 管理運営に要する経費等

### (1) 指定管理料について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金その他の収入及び千歳市が支払う指定管理料をもって充てるものとします。

支払方法については、協定の定めるところにより、分割払いとします。

応募の際は、過去の実績及び今後の見通しを勘案して指定管理料上限額の範囲内で収支計画を立ててください。

ア 千歳市が支払う5年間の指定管理料の算出方法

【5年間の管理運営経費－5年間の利用料金収入予定額】

イ 千歳市が支払う5年間の指定管理料上限額

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	指定管理料 上限額
161,739千円	127,189千円	164,638千円	164,638千円	164,638千円	782,842千円

※ 管理運営経費及び利用料金収入予定額はいずれも消費税及び地方消費税相当額が含まれております。

(2) 修繕・改修等

ア 管理施設の修繕等については、原則として、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、千歳市の費用と責任において実施するものとし、1件につき20万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。（なお、千歳市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。）

イ 修繕等により生じた更新施設等は、すべて千歳市に帰属するものとします。

(3) 備品等

ア 指定管理者は、市の所有に属する物品については、「千歳市会計規則（昭和39年千歳市規則第25号）第124条及び第125条の規定に準じて備品台帳を備え、毎年度、調整する。

イ 市が貸与する備品等は別紙「千歳市備品台帳」のとおりとし、指定期間中無償で貸与する。

ウ 指定管理者は、指定期間中、備品等を常に良好に保つものとし、故意又は過失により備品等を滅失し、又はき損したときは賠償すること。

エ 指定管理料によって備品等の購入又は調達が定められているときは、当該購入し、又は調達した備品等は市の所有に属することとする。

オ 指定管理者は、管理業務等の処理のために必要な備品等を自己の費用により購入又は調達し、管理業務等の実施のために供することができるものとする。

カ 指定期間が満了したときは、市が貸与した備品等（エの備品等を含む。）については、市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。また、指定管理者が購入又は調達した物品等は、原則として指定管理者が自己の責任と費用で撤去又は撤収するものとするが、管理業務等の期間終了後に備品等を無償で市に引き継ぐことができるものとする。

(4) 事故・火災等

ア 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、千歳市の負担とします。

イ 指定管理者の故意又は過失により、千歳市又は第三者に損害を与えた場合は、

その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者においては、千歳市又は第三者に損害を与えたときの賠償責任に対処してもらうため、施設及び施設利用者に係る適切な損害賠償責任保険に加入していただきます。

(5) リスク分担

管理業務に係るリスク分担は、次のとおりとします。

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
価格・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		※○
税制・法令改正	施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例・規則等の改正その他の制度変更による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	資金調達ができなくなったことによる管理業務の中断等		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
不可抗力	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設等の損傷等による修繕、事業の中断	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用の増加及びそれに伴う事業の中断		○

	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円以上のもの（千歳市の予算の範囲内で可能なもの）	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円未満のもの		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等	協議事項	
第三者への賠償	指定管理者の故意又は過失により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
引継ぎコスト	施設運営の引継ぎに必要な費用		○

※ 物価・金利変動については、損益が当初予定を著しく超え、かつ、収支計画に大きな影響を与えることが明らかである場合、協議するものとします。

## 15 損害賠償保険等の加入

指定管理者は施設利用者等の事故に備えるために、必要に応じて施設賠償責任保険等の保険に加入することとします。

指定管理者の責に帰すべき事由により、施設及び設備が使用に耐えなくなった場合、あるいは指定管理者の責に帰すべき事由により、利用者等に被害が及んだ場合は、施設担当課の指示に基づき、その損害の全部又は一部について賠償していただくこととなります。このため指定管理者は、予め損害を担保するために損害保険に加入するなど、必要な措置を講じることとします。

## 16 モニタリングの実施等

千歳市は、指定期間中に指定管理業務の実施状況を把握し、良好な環境状況を確保するため、次のとおりモニタリングを実施します。

指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務などにおいて、基準を満たしていないと判断した場合、市は改善措置を講ずる等の指導を行います。

さらに必要な場合は業務の停止や指定の取消しを行うこととなります。

### ア 定期報告

月例報告書および事業報告書を作成し、提出していただきます。

### イ 状況確認

市は、随時、指定管理業務の実施状況について、現地での確認等を行います。

### ウ アンケート調査の実施

施設利用者等の利便性の向上等の観点から、アンケート調査を実施し、施設利用

者及び市民一般への意見・苦情等を聴取し、その結果を管理運営に反映させるとともに、月例報告書及び事業報告書で市へ報告していただきます。

## 17 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

### (1) 指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

### (2) 指定が取り消された場合等の賠償

上記(1)により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、千歳市に生じた損害を賠償しなければなりません。

### (3) 不可抗力等による場合

災害その他の不可抗力等、市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

## 18 業務の引継ぎ

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は円滑な引き継ぎに協力していただきます。

## 19 参考資料

- (1) 千歳市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- (2) 千歳市個人情報保護条例
- (3) 千歳市情報公開条例
- (4) 千歳市開基記念総合武道館条例
- (5) 千歳市スポーツセンター条例
- (6) 千歳市体育施設設置条例
- (7) 千歳市開基記念総合武道館条例施行規則
- (8) 千歳市スポーツセンター条例施行規則
- (9) 千歳市体育施設設置条例施行規則

(10) 管理運営に要する経費等の資料

- ア 指定管理料（年間管理経費）内訳書
- イ 利用料金収入予定額
- ウ 光熱水費及び燃料費の支払実績額の資料（過去3年の実績）
- エ 利用料金制度の根幹である施設の使用料収入、講座等の受講料収入の実績額の資料（過去3年の実績）
- オ 千歳市スポーツセンターのリニューアル工事期間中の人員配置（案）

20 その他

- (1) 本施設は、地震等の災害発生時には、市民の避難場所として使用されることがあります。また、災害の状況等により、引き続き長期に使用する可能性があります。指定管理者は、災害対策本部の指示に基づき、適切な対応ができるよう体制を整備してください。
- (2) 財団法人千歳市体育協会が市のスポーツ振興の業務を行うために千歳市スポーツセンターの一部に入居中であり、平成24年度までは継続して入居する予定です。
- (3) 千歳市スポーツセンターのリニューアル工事を平成25年度に予定しています。工事期間は、施設の使用ができなくなり休館となります。このため、指定管理料については、その分を考慮して積算願います。

「千歳市開基記念総合武道館」年間管理経費内訳書

(消費税及び地方消費税含む)

名 称	内容及び内訳	管理経費	備 考
人件費	正職員 3名 × 4,803,000円/年 = 14,409,000円	14,409,000 円	加給金、通勤手当、各種保険料を含む
	臨時職員 3名 × 1,624,000円/年 = 4,872,000円	4,872,000 円	
消耗品費	館内維持用品	363,000 円	860,000 円
	照明ランプ、誘導灯バッテリー等	209,000 円	
	運動器具消耗品	134,000 円	
	事務用品	53,000 円	
	パソコン用消耗品	36,000 円	
	新聞購入費(館内資料用)	65,000 円	
燃料費	連絡車両用燃料(ガソリン)	71,000 円	7,230,000 円
	暖房・給湯用燃料(白灯油)	7,159,000 円	
印刷製本費	事務用コピー代	100,000 円	100,000 円
光熱水費	電気料金	6,600,000 円	7,600,000 円
	上・下水道料金	1,000,000 円	
施設・物品修繕料	館内維持補修等	1,700,000 円	2,000,000 円
	物品修繕等	300,000 円	
通信運搬費	一般電話料	152,000 円	195,000 円
	公衆電話料	12,000 円	
	インターネット使用料	25,000 円	
	郵便切手	6,000 円	
手数料	塵芥処理手数料	230,000 円	460,000 円
	雨水枡清掃手数料	50,000 円	
	汚水枡清掃手数料	70,000 円	
	簡易水道検査手数料	14,000 円	
	地下タンク漏洩検査手数料	53,000 円	
	払込手数料	43,000 円	
保険料	車両任意保険料	22,000 円	88,000 円
	賠償責任傷害保険保険料	66,000 円	
委託料	清掃等業務委託料	20,633,000 円	23,861,000 円
	警備業務委託料	400,000 円	
	自家用電気工作物保安業務委託料	280,000 円	
	消防用設備等点検業務委託料	500,000 円	
	体育器具保守点検業務委託料	94,000 円	
	自動扉開閉装置保守業務委託料	90,000 円	
	エレベーター保守業務委託料	190,000 円	
	真空温水器保守点検業務委託料	150,000 円	
	高温風暖房器保守点検業務委託料	400,000 円	
	煤煙測定業務委託料	50,000 円	
	空気調和設備保守点検整備業務委託料	500,000 円	
	施設周辺除雪業務委託料	100,000 円	

	舞台吊物装置保守点検業務委託料	70,000 円		3年に1回(260,000円) 平成25年度、平成28年度報告
	特殊建築物等(建築物)定期報告業務委託料	104,000 円		
	特殊建築物等(建築設備)定期報告業務委託料	300,000 円		
使用料及び賃借料	連絡用車両リース	175,000 円	840,000 円	
	NHKテレビ受信料	54,000 円		
	印刷機リース	274,000 円		
	除雪機リース	197,000 円		
	便所洗浄器具・芳香器具	140,000 円		
原材料費	施設補修用木材等	40,000 円	40,000 円	
負担金	各種負担金	13,000 円	13,000 円	
租税公課費	消費税、契約印紙等	1,800,000 円	1,800,000 円	
	合 計		64,368,000 円	

「千歳市スポーツセンター」年間管理経費内訳書(平成24年度)

(消費税及び地方消費税含む)

名 称	内容及び内訳	管理経費	備 考
人件費	正職員 3名×4,803,000円/年 = 14,409,000円	14,409,000 円	19,281,000 円 加給金、通勤手当、各種保険料を含む
	臨時職員(事務補助員) 3名×1,624,000円/年 = 4,872,000円	4,872,000 円	
消耗品費	館内維持用品	315,000 円	860,000 円
	照明ランプ、誘導灯バッテリー等	250,000 円	
	運動器具消耗品	134,000 円	
	事務用品	53,000 円	
	パソコン用消耗品	36,000 円	
	新聞購入費(館内資料用)	72,000 円	
燃料費	連絡車両用燃料(ガソリン)	44,000 円	4,965,000 円
	暖房・給湯用燃料(A重油)	4,914,000 円	
	発電機用燃料(軽油)	7,000 円	
印刷製本費	事務用コピー代	64,000 円	80,000 円
	申請書印刷代	16,000 円	
光熱水費	電気料金	7,070,000 円	8,200,000 円
	上・下水道料金	1,060,000 円	
	LPガス料金	70,000 円	
施設・物品修繕料	館内維持補修等	600,000 円	600,000 円
通信運搬費	一般電話料	154,000 円	160,000 円
	郵便切手	6,000 円	
手数料	塵芥処理手数料	284,000 円	520,000 円
	簡易水道検査手数料	14,000 円	
	地下タンク漏洩検査手数料	63,000 円	
	ボイラー定期検査手数料	31,000 円	
	パコティンヒーター保守点検整備	84,000 円	
	払込手数料	44,000 円	
保険料	車両任意保険料	24,000 円	92,000 円
	賠償責任傷害保険保険料	68,000 円	
委託料	清掃等業務委託料	21,420,000 円	23,092,000 円
	警備業務委託料	454,000 円	
	自家用電気工作物保安業務委託料	336,000 円	
	消防用設備等点検業務委託料	273,000 円	
	防火対象物点検業務委託料	35,000 円	
	舞台吊物装置保守点検整備業務委託料	74,000 円	
	煤煙測定業務委託料	31,000 円	
	施設周辺除雪業務及び排雪業務委託料	200,000 円	
	トレーニング器具保守点検業務委託料	69,000 円	
特殊建築物等(建築設備)定期報告業務委託料	200,000 円		
使用料及び賃借料	連絡用車両リース	175,000 円	610,000 円
	NHKテレビ受信料	23,000 円	
	印刷機リース	23,000 円	
	パソコンリース	88,000 円	
	FAX・プリンター・パソコンリース	10,000 円	
	モップクリーニング代	29,000 円	
	便所洗浄器具・芳香器具	262,000 円	
原材料費	施設補修用木材等	24,000 円	24,000 円
負担金	各種負担金	13,000 円	13,000 円

租税公課費	消費税、契約印紙等	1,500,000 円	1,500,000 円	
合 計			59,997,000 円	

「千歳市スポーツセンター」年間管理経費内訳書(平成25年度)

(消費税及び地方消費税含む)

名 称	内容及び内訳	管理経費	備 考
人件費	正職員 1名 × 4,803,000 円/年 = 4,803,000円	4,803,000 円	6,140,000 円 加給金、通勤手当、各種保険料を含む
	正職員 1名 × 4,803,000円 円/年 × 3/12 = 1,201,000円	1,201,000 円	
	臨時職員(事務補助員) 1名 × 1,624,000円/年 1/12 = 136,000円	136,000 円	
消耗品費	事務用品	135,000 円	195,000 円
	パソコン用消耗品	32,000 円	
	運動器具消耗品	28,000 円	
燃料費	連絡車両用燃料(ガソリン)	11,000 円	1,242,000 円
	暖房・給湯用燃料(A重油)	1,229,000 円	
	発電機用燃料(軽油)	2,000 円	
印刷製本費	事務用コピー代	16,000 円	20,000 円
	申請書印刷代	4,000 円	
光熱水費	電気料金	3,800,000 円	4,083,000 円
	上・下水道料金	265,000 円	
	LPガス料金	18,000 円	
施設・物品修繕料	館内維持補修等	0 円	0 円
通信運搬費	一般電話料	65,000 円	67,000 円
	郵便切手	2,000 円	
手数料	塵芥処理手数料	150,000 円	298,000 円
	簡易水道検査手数料	14,000 円	
	ボイラー定期検査手数料	31,000 円	
	パコティンヒーター保守点検整備	88,000 円	
	払込手数料	15,000 円	
保険料	車両任意保険料	24,000 円	92,000 円
	賠償責任傷害保険保険料	68,000 円	
委託料	清掃等業務委託料	5,775,000 円	7,272,000 円
	警備業務委託料	164,000 円	
	自家用電気工作物保安業務委託料	336,000 円	
	消防用設備等点検業務委託料	308,000 円	
	舞台吊物装置保守点検整備業務委託料	74,000 円	
	煤煙量測定業務委託料	31,000 円	
	施設周辺除雪業務及び排雪業務委託料	300,000 円	
	トレーニング器具保守点検業務委託料	69,000 円	
	自動ドア保守点検業務委託料	25,000 円	
エレベーター保守業務委託料	190,000 円		
使用料及び賃借料	連絡用車両リース	175,000 円	395,000 円
	NHKテレビ受信料	23,000 円	
	印刷機リース	23,000 円	
	パソコンリース	88,000 円	
	FAX・プリンター・パソコンリース	10,000 円	
	モップクリーニング代	6,000 円	
	便所洗浄器具・芳香器具	70,000 円	
原材料費	施設補修用木材等	0 円	0 円
負担金	各種負担金	13,000 円	13,000 円
租税公課費	消費税等	430,000 円	430,000 円
合 計		20,247,000 円	

「千歳市スポーツセンター」年間管理経費内訳書(平成26～28年度)

(消費税及び地方消費税含む)

名 称	内容及び内訳	管理経費	備 考
人件費	正職員 3名×4,803,000円/年 = 14,409,000円	14,409,000 円	加給金、通勤手当、各種保険料を含む
	臨時職員(事務補助員) 3名×1,624,000円/年 = 4,872,000円	4,872,000 円	
消耗品費	館内維持用品	315,000 円	860,000 円
	照明ランプ、誘導灯バッテリー等	150,000 円	
	運動器具消耗品	134,000 円	
	事務用品	153,000 円	
	パソコン用消耗品	36,000 円	
	新聞購入費(館内資料用)	72,000 円	
燃料費	連絡車両用燃料(ガソリン)	44,000 円	4,965,000 円
	暖房・給湯用燃料(A重油)	4,914,000 円	
	発電機用燃料(軽油)	7,000 円	
印刷製本費	事務用コピー代	64,000 円	80,000 円
	申請書印刷代	16,000 円	
光熱水費	電気料金	7,070,000 円	8,200,000 円
	上・下水道料金	1,060,000 円	
	LPガス料金	70,000 円	
施設・物品修繕料	館内維持補修等	600,000 円	600,000 円
通信運搬費	一般電話料	154,000 円	160,000 円
	郵便切手	6,000 円	
手数料	塵芥処理手数料	284,000 円	520,000 円
	簡易水道検査手数料	14,000 円	
	地下タンク漏洩検査手数料	63,000 円	
	ボイラー定期検査手数料	31,000 円	
	パコティンヒーター保守点検整備	84,000 円	
	払込手数料	44,000 円	
保険料	車両任意保険料	24,000 円	100,000 円
	賠償責任傷害保険保険料	76,000 円	
委託料	清掃等業務委託料	23,100,000 円	26,583,000 円
	警備業務委託料	490,000 円	
	自家用電気工作物保安業務委託料	336,000 円	
	消防用設備等点検業務委託料	273,000 円	
	防火対象物点検業務委託料	35,000 円	
	舞台吊物装置保守点検整備業務委託料	37,000 円	
	煤煙測定業務委託料	31,000 円	
	施設周辺除雪業務及び排雪業務委託料	200,000 円	
	トレーニング器具保守点検業務委託料	138,000 円	
	自動ドア保守点検業務委託料	100,000 円	
	エレベーター保守業務委託料	743,000 円	
	温水パネルヒーター等保守点検業務委託料	800,000 円	
	特殊建築物等(建築物)定期報告業務委託料	100,000 円	
特殊建築物等(建築設備)定期報告業務委託料	200,000 円		
使用料及び賃借料	連絡用車両リース	175,000 円	610,000 円
	NHKテレビ受信料	23,000 円	
	印刷機リース	23,000 円	
	パソコンリース	88,000 円	
	FAX・プリンター・パソコンリース	10,000 円	

3年に1回(300,000円)  
平成28年度報告

	モップクリーニング代	29,000 円		
	便所洗浄器具・芳香器具	262,000 円		
原材料費	施設補修用木材等	24,000 円	24,000 円	
負担金	各種負担金	13,000 円	13,000 円	
租税公課費	消費税、契約印紙等	1,500,000 円	1,500,000 円	
合 計			63,496,000 円	

「屋外体育施設・ふれあいセンター」年間管理経費内訳書

(消費税及び地方消費税含む)

名 称	内容及び内訳	管理経費	備 考
人件費	正職員 3名 × 4,803,000円/年 = 14,409,000円	14,409,000 円	加給金、通勤手当、各種保険料を含む
	臨時職員(屋外) 8名 × 1,730,000円/年 = 13,840,000円	13,840,000 円	
	臨時職員 4名 × 1,624,000円/年 = 6,496,000円	6,496,000 円	
消耗品費	施設管理維持用品	3,178,000 円	3,562,000 円
	事務用品	384,000 円	
燃料費	暖房用燃料(白灯油)	1,384,000 円	2,367,000 円
	作業車両用燃料(ガソリン)	388,000 円	
	作業車両用燃料(軽油)	497,000 円	
	その他油脂類	98,000 円	
印刷製本費	申請書印刷代	58,000 円	120,000 円
	領収書印刷代等	62,000 円	
光熱水費	電気料金	823,000 円	910,000 円
	上・下水道料金	87,000 円	
施設・物品修繕料	施設維持補修	2,145,000 円	2,545,000 円
	物品修繕等	400,000 円	
通信運搬費	一般電話料	351,000 円	392,000 円
	公衆電話料	41,000 円	
手数料	塵芥処理手数料	53,000 円	521,000 円
	ボイラー定期検査手数料	121,000 円	
	消防設備点検手数料	40,000 円	
	スポーツ機器検査手数料	190,000 円	
	汚水清掃手数料	94,000 円	
	支払手数料	23,000 円	
保険料	車両任意保険料	199,000 円	510,000 円
	車両自賠責保険料	31,000 円	
	受託賠償責任保険料	280,000 円	
委託料	清掃業務委託料	3,470,000 円	8,261,000 円
	機械警備管理業務委託料	813,000 円	
	消防用設備保守点検業務委託料	198,000 円	
	グラウンド整備業務委託料	2,470,000 円	
	シャッター点検業務委託料	35,000 円	
	防火対象物点検業務委託料	75,000 円	
	青空公園スケート場除雪業務委託料	100,000 円	
	写真判定装置保守点検業務委託料	700,000 円	
	投てき光波距離測定装置等保守点検業務委託料	400,000 円	
使用料及び賃借料	作業用車両リース	1,940,000 円	2,348,000 円
	NHKテレビ受信料	8,000 円	
	除雪車リース	400,000 円	
原材料費	施設補修用木材等	540,000 円	540,000 円
負担金	各種負担金	13,000 円	13,000 円

租税公課費	軽自動車税	5,000 円	1,730,000 円
	賠償責任保険料	10,000 円	
	消費税、契約印紙等	1,715,000 円	
合 計			58,564,000 円

## 「千歳市開基記念総合武道館」利用料金収入予定額

(消費税及び地方消費税含む)

費目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
施設の使用料収入	9,800千円	10,700千円	9,800千円	9,800千円	9,800千円	49,900千円

\* 平成25年度以外の施設の使用料収入は、平成20年度から平成22年度までの3か年の収入の平均とし、平成25年度は千歳市スポーツセンター閉館の影響による利用者増を見込み、10%増とする。

## 「千歳市スポーツセンター」利用料金収入予定額

(消費税及び地方消費税含む)

費目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
施設の使用料収入	6,100千円	0千円	6,700千円	6,700千円	6,700千円	26,200千円

\* 平成24年度の施設の使用料収入は、平成20年度から平成22年度までの3か年の収入の平均とし、平成25年度は千歳市スポーツセンターリニューアル工事により、1年間閉館する予定である。平成26年度以降は平成24年度の10%増とする。

## 「屋外体育施設」利用料金収入予定額

(消費税及び地方消費税含む)

費目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
施設の使用料収入	4,500千円	4,500千円	4,500千円	4,500千円	4,500千円	22,500千円

\* 施設の使用料収入は、平成20年度から平成22年度までの3か年の収入の平均とする。

## 「ふれあいセンター」利用料金収入予定額

(消費税及び地方消費税含む)

費目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	計
施設の使用料収入	790千円	790千円	790千円	790千円	790千円	3,950千円

\* 施設の使用料収入は、平成20年度から平成22年度までの3か年の収入の平均とする。

## 「千歳市開基記念総合武道館」光熱水費及び燃料費の支払実績額

(単位:円)

費目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考
灯油	5,825,610 (81,400ℓ)	5,632,725 (93,800ℓ)	7,224,630 (93,700ℓ)	
電気	6,651,652 (363,514kwh)	6,294,766 (366,470kwh)	6,525,847 (372,642kwh)	
上下水道	883,502 (3,247m <sup>3</sup> )	810,057 (2,979m <sup>3</sup> )	827,596 (3,043m <sup>3</sup> )	

## 「千歳市スポーツセンター」光熱水費及び燃料費の支払実績額

(単位:円)

費目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考
A重油	3,410,400 (52,000ℓ)	4,037,250 (63,256ℓ)	4,894,050 (64,408ℓ)	
電気	7,673,432 (342,040kwh)	6,735,759 (339,321kwh)	7,060,366 (334,848kwh)	
上下水道	921,320 (3,385m <sup>3</sup> )	656,317 (2,418m <sup>3</sup> )	656,316 (2,418m <sup>3</sup> )	

## 「ふれあいセンター」光熱水費及び燃料費の支払実績額

(単位:円)

費目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備考
灯油	620,642 (9,191ℓ)	1,014,318 (14,973ℓ)	1,025,493 (13,041ℓ)	
電気	790,944 (26,330kwh)	683,122 (23,589kwh)	718,978 (24,827kwh)	
上下水道	44,746 (175m <sup>3</sup> )	33,277 (129m <sup>3</sup> )	35,944 (141m <sup>3</sup> )	

**「千歳市開基記念総合武道館」  
施設の使用料収入、講座等の受講料収入の実績額**

(単位:円)

費 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備 考
施設使用料	9,612,841	10,373,172	9,440,788	
講座等の 受講料収入	0	0	0	

**「千歳市スポーツセンター」  
施設の使用料収入、講座等の受講料収入の実績額**

(単位:円)

費 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備 考
施設使用料	6,193,837	6,294,072	6,018,194	
講座等の 受講料収入	0	0	0	

**「屋外体育施設」  
施設の使用料収入、講座等の受講料収入の実績額**

(単位:円)

費 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備 考
施設使用料	4,473,560	4,831,835	4,297,355	
講座等の 受講料収入	0	0	0	

**「ふれあいセンター」  
施設の使用料収入、講座等の受講料収入の実績額**

(単位:円)

費 目	平成20年度	平成21年度	平成22年度	備 考
施設使用料	708,010	725,380	949,950	
講座等の 受講料収入	0	0	0	

千歳市スポーツセンターのリニューアル工事期間中の人員配置(案)

【平成25年度】

職員	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
正職員A	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
正職員B										1	1	1	3
正職員C													0
臨時職員A	1												1
臨時職員B													0
臨時職員C													0

$$4,803,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 12/12 = 4,803,000 \text{ 円} \text{ ①}$$

$$4,803,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 3/12 = 1,200,750 \text{ 円} \text{ ①}$$

$$1,624,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 人} \times 1/12 = 135,333 \text{ 円} \text{ ②}$$

$$\text{①} + \text{②} = 6,139,083 \text{ 円} \approx 6,140,000 \text{ 円}$$